

第130期 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2022年
3月24日
(木曜日)

午前**10時**

受付開始／午前9時

場 所

神戸市中央区脇浜町三丁目6番9号
住友ゴム工業株式会社
本社13階ホール

新型コロナウイルス感染症拡大防止に 向けたお願い

新型コロナウイルス感染防止の観点から、株主様にはご自身の健康にご配慮のうえ、来場のご判断をお願い申し上げます。

株主総会にご出席されない場合

書面またはインターネット等により、事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面またはインターネット等による議決権行使期限
2022年**3月23日**(水曜日)午後**5時**まで

LIVE

STREAM

なお、当日ご出席されない株主様のご自宅等からご覧いただけるようインターネットによるライブ配信を行います。詳細は6頁をご確認ください。

本総会において、お土産のご用意はございません。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目 次

第130期定時株主総会招集ご通知 1

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	8
第2号議案 定款一部変更の件	9
第3号議案 取締役11名選任の件	11
第4号議案 監査役2名選任の件	19
第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与 のための報酬決定の件	23

事業報告	25
連結計算書類	53
計算書類	55
監査報告書	57

(証券コード：5110)
2022年3月7日

株 主 各 位

神戸市中央区脇浜町三丁目6番9号

 住友ゴム工業株式会社

代表取締役
社 長 山 本 悟

定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第130期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、4頁および5頁の【議決権行使についてのご案内】に従って、2022年3月23日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月24日（木曜日）午前10時
(受付開始時間は、午前9時を予定しております。)
2. 場 所 神戸市中央区脇浜町三丁目6番9号
住友ゴム工業株式会社 本社13階ホール
※末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。
※本会場が満席となった場合は、第2会場等をご案内させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第130期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第130期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役11名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件
第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. インターネットによる開示

法令および定款第15条の規定に基づき、以下の事項については、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.srigroup.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

- (1) 連結計算書類の「連結持分変動計算書」
- (2) 連結計算書類の「連結注記表」
- (3) 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- (4) 計算書類の「個別注記表」

なお、「連結持分変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」は、監査役および会計監査人が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類および計算書類の一部として、合わせて監査を受けております。

以上

- ◎ 本招集ご通知添付の株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正の必要が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.srigroup.co.jp/>）において修正後の事項を掲載いたしますので、あらかじめご了承ください。

当社第130期定時株主総会における 新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

2022年3月24日（木曜日）に当社第130期定時株主総会を開催するにあたりまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、以下の内容をご確認いただき、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

<株主の皆様へのお願い>

- ・感染症拡大防止の観点から、株主総会へのご来場を検討されている方におかれましては、健康状態に十分ご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
- ・ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、特段のご留意をお願いいたします。
- ・議決権行使は、書面またはインターネット等による事前行使を積極的にご活用ください。
(詳しくは4頁および5頁をご確認ください。)
- ・当日ご来場される場合は、会場に設置しておりますアルコール消毒液の使用とマスクの着用について、ご協力をお願いいたします。
- ・会場入場時に検温を実施させていただきますので、ご協力をお願いいたします。
- ・咳エチケットの徹底等、周囲の方へご配慮をお願いいたします。
- ・当日の会場内では、運営スタッフの誘導に従ってご着席ください。

<当社の対応>

- ・運営スタッフは事前に検温・体調の確認を行い、マスク・手袋着用で対応させていただきます。
- ・会場入口ほか、会場内数カ所にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・体調不良および発熱が見受けられる方は、入場をお断りする場合がございます。
- ・お飲み物の提供は中止とさせていただきます。
- ・今回の株主総会の様子につきましては、ご来場されない方もインターネットでご視聴いただくことが可能です。
(詳しくは6頁および7頁をご確認ください。)

なお、今後の状況により、上記の内容を変更する場合もございますので、株主の皆様におかれましては、事前に当社ウェブサイトをご確認いただきますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 2022年3月24日（木曜日）午前10時

株主総会にご出席されない場合



▶ 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに、当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

行使期限 2022年3月23日（水曜日）午後5時到着分まで



▶ 「スマート行使[®]」による議決権行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取り、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

行使期限 2022年3月23日（水曜日）午後5時受付分まで

詳細は次頁をご参照ください。



▶ インターネット等による議決権行使

パソコンまたはスマートフォン等から議決権行使ウェブサイトアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

行使期限 2022年3月23日（水曜日）午後5時受付分まで

詳細は次頁をご参照ください。

重複して行使された議決権の取り扱いについて

- 書面とインターネット等により重複して行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネット等により複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

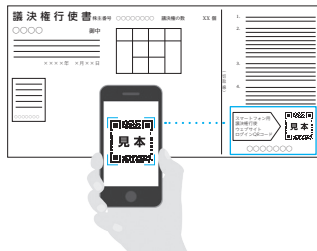
議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、(株)ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

スマート行使®によるご行使

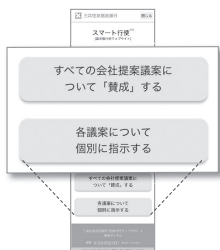
「議決権行使コード」および「パスワード」を入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は「例デンソーウェブ」の登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使®」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、QRコードを再度読み取っていただき、議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

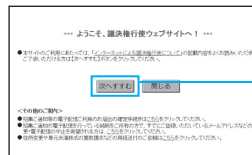
スマート行使®・インターネットによる
議決権行使に関するお問い合わせ

その他ご不明な点に関する
お問い合わせ

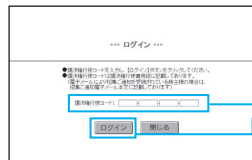
インターネットによるご行使

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

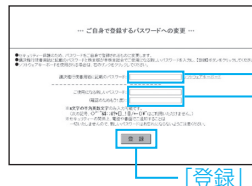
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号：0120-782-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 平日午前9時～午後5時)



当日、株主総会の模様をインターネットによりライブ配信いたします。

1 当社の指定する以下ウェブサイトアクセスしてください。

公開日時

2022年3月24日（木曜日）午前9時30分より
（株主総会は10時より開始いたします。）

配信URL

<https://5110.ksoukai.jp>



2 株主IDおよびパスワードを入力する画面が表示されますので、以下の株主IDおよびパスワードをご入力ください。

株主ID

お手元の議決権行使書用紙に記載されている**株主番号**（9桁の数字）

パスワード

株主様のご登録住所の**郵便番号**（ハイフンを除いた7桁の数字）

3 画面上の注意事項にご同意いただき、「視聴する」ボタンをクリックし、ご利用ください。

<ライブ配信ご視聴にあたっての注意事項>

- ライブ配信をご視聴される株主様は、当日会場にご出席いただく場合と異なり、当日の決議にご参加いただくことができません。郵送またはインターネット等により事前の議決権行使をお願い申し上げます（4頁および5頁をご参照ください。）。また同様に、当日の審議の際にご質問およびご意見を承ることができませんのでご注意ください。
- ご使用のパソコンおよびインターネットの接続環境ならびに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合があります。
- ご視聴いただく場合の通信料金等は株主様のご負担となります。
- 撮影、録画、録音、保存はご遠慮ください。
- 株主IDおよびパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ご出席される株主様のプライバシーに配慮いたしまして、中継の映像は議長席および役員席付近のみとさせていただきます。

ライブ配信に関する
お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、以下の窓口へお問い合わせください。

株主番号およびパスワードについて

三井住友信託銀行株式会社
バーチャル株主総会サポート 専用ダイヤル

0120-782-041

受付時間：平日午前9時～午後5時

ライブ配信の視聴について

株式会社アイキューブ

03-4503-6561

受付日時：3月24日（株主総会当日）

午前9時～株主総会終了まで

株主総会当日の様子のオンデマンド配信につきまして

- ご来場いただくことができなかった株主様にも、その様子をご覧いただけるよう、本株主総会の一部を、後日インターネット上にてオンデマンド配信いたします。

期間：2022年4月1日（金曜日）～2022年6月30日（木曜日）

視聴を希望される株主様は以下のウェブサイトにごアクセスください。

配信URL

<https://generalmeeting.sumitomorubber.co.jp/>



スマートフォンやタブレット端末から右記QRコードを読み取ると上記URLにごアクセスいただけます。

ご視聴には以下のパスワードをご入力ください。

パスワード：*****

(注) オンデマンド配信をご視聴いただくためのパスワードは、株主の皆様へ郵送しております招集ご通知にのみ記載しております。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を最重要課題と認識し、連結ベースでの配当性向、業績の見通し、内部留保の水準等を総合的に判断しながら、長期にわたり安定した配当を行うことを基本方針としております。また、内部留保につきましては、将来の収益基盤の拡大を図るため、設備投資や研究開発等の先行投資に活用する所存であります。

当期の期末配当金につきましては、上記の方針を踏まえ、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

これにより、当期の配当金は、すでに中間配当金としてお支払いいたしました上半期の1株につき25円と合わせ、1株につき年55円となります。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金30円
総額 7,889,863,590円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年3月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	〈削 除〉
第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	

現 行 定 款	変 更 案
<p>〈新 設〉</p>	<p>(株主総会資料の電子提供措置等) <u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>〈新 設〉</p>	<p><u>附則</u></p> <p>① <u>変更前定款第15条</u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（株主総会資料の電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「<u>施行日</u>」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（12名）が任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、取締役の数および候補者につきましては、取締役会の諮問機関である「指名・報酬委員会」の答申に基づき、取締役会で決定しております。

候補者番号	氏 名		現在の当社における地位	取締役会出席状況
1	いけ だ 池田 育嗣	再任	取締役会長	14回／14回 100%
2	やま もと 山本 悟	再任	代表取締役社長 (社長)	14回／14回 100%
3	き なめり 木滑 和生	再任	代表取締役 (副社長)	14回／14回 100%
4	にし ぐち 西口 豪一	再任	取締役 (常務執行役員)	11回／11回 100%
5	むら おか 村岡 清繁	新任	常務執行役員	—
6	にし の 西野 正貢	新任	常務執行役員	—
7	おお かわ 大川 直記	新任	常務執行役員	—
8	こう さか 高坂 敬三	社外 独立 再任	社外取締役	14回／14回 100%
9	むら かみ 村上 健治	社外 独立 再任	社外取締役	14回／14回 100%
10	こ ばやし 小林 伸行	社外 独立 再任	社外取締役	14回／14回 100%
11	その だ 其田 真理	社外 独立 再任	社外取締役	11回／11回 100%

(注) 現在の当社における地位中の（ ）内の役職は、取締役の執行役員としての役職を表しております。

1

いけだ いくじ
池田 育嗣
(1956年11月7日生)

再任

所有する当社株式数 55,700株
取締役在任年数 15年
取締役会の出席状況 14回/14回 (100%)

●略歴および地位

1979年 4月 当社入社
2000年 1月 同タイヤ生産技術部長
2003年 3月 同執行役員
2007年 3月 同取締役(常務執行役員)
2010年 3月 同取締役(専務執行役員)
2011年 3月 同代表取締役社長(社長)
2019年 3月 同代表取締役 取締役会長
2020年 3月 同取締役会長 現在に至る



●取締役候補者とした理由

入社以来、主に生産部門に従事し、海外事業担当役員、代表取締役社長を務めるなど、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、取締役会長としてグループ全体の監督を適切に行っていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

2

やま もと さとる
山本 悟
(1958年6月14日生)

再任

所有する当社株式数 27,430株
取締役在任年数 7年
取締役会の出席状況 14回/14回 (100%)

●略歴および地位

1982年 4月 当社入社
2001年 1月 同タイヤ営業本部販売部長
2010年 3月 同執行役員
同ダンロップタイヤ営業本部副本部長
2011年 3月 同ダンロップタイヤ営業本部長
2013年 3月 同常務執行役員
2015年 3月 同取締役(常務執行役員)
2019年 3月 同代表取締役社長(社長) 現在に至る



●取締役候補者とした理由

入社以来、主に市販用タイヤ販売部門に従事し、市販用タイヤ販売担当役員やアジア大洋州統括役員を務めるなど、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、経営の最高責任者としてリーダーシップを発揮し、持続的な成長戦略を打ち出して当社の経済的・社会的価値を高めていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

3

き なめり かず お
木滑 和生
 (1956年8月15日生)

再任

所有する当社株式数 35,094株
 取締役在任年数 4年
 取締役会の出席状況 14回/14回 (100%)

●略歴、地位および担当

1979年 4月 当社入社
 2001年 1月 同スポーツ管理部長
 2003年 7月 SRIスポーツ(株)<2012年ダンロップスポーツ(株)に商号変更>取締役
 2007年 3月 同取締役常務執行役員
 2011年 3月 同代表取締役専務執行役員
 2015年 3月 同代表取締役社長
 2018年 1月 当社専務執行役員
 2018年 3月 同代表取締役(副社長) 現在に至る

[担当] 人事総務・ESG・アジア大洋州・スポーツ事業統括



●取締役候補者とした理由

入社以来、主にスポーツ事業部門に従事し、ダンロップスポーツ(株)で代表取締役社長を務めるなど、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、代表取締役として、当社グループのコーポレートガバナンスを強化し、サステナビリティ経営を推進していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

4

にし ぐち ひで かず
西口 豪一
 (1960年12月8日生)

再任

所有する当社株式数 17,600株
 取締役在任年数 1年
 取締役会の出席状況 11回/11回 (100%)

●略歴、地位および担当

1983年 4月 当社入社
 2012年 3月 日本グッドイヤー(株)代表取締役社長
 2013年 3月 当社執行役員
 2014年 3月 同タイヤ海外営業本部長
 2017年 1月 同常務執行役員
 同経営企画部長 現在に至る
 2021年 3月 同取締役(常務執行役員) 現在に至る

[担当] 経営企画・タイヤ事業統括、ライセンスビジネス・デジタル企画・モーターサイクルタイヤ担当、経営企画部長



●取締役候補者とした理由

入社以来、主にタイヤ販売部門に従事し、経営企画部長、デジタル企画担当役員を務めるなど、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、AIやIoTを活用したデジタル経営を推進していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

5

むらおか きよしげ
村岡 清繁
 (1961年2月21日生)

所有する当社株式数

新任

4,300株

●略歴、地位および担当

1985年 4月 当社入社
 2010年 1月 同材料第二部長
 2015年 3月 同執行役員
 同材料開発本部長
 2020年 3月 同常務執行役員 現在に至る
 同研究開発本部長兼材料開発本部長
 2022年 1月 同研究開発本部長 現在に至る
 [担当] 知的財産・材料開発担当、研究開発本部長



●取締役候補者とした理由

入社以来、主に材料開発部門に従事し、材料開発本部長、研究開発本部長を務めるなど、当社の技術開発および先進テクノロジーに関する幅広い見識を有しております。当該知見をもとにした提言や意見表明が、当社の企業価値向上に資することを期待し、取締役としての選任をお願いするものであります。

6

にし の まさつぐ
西野 正貢
 (1962年2月8日生)

所有する当社株式数

新任

12,600株

●略歴、地位および担当

1984年 4月 当社入社
 2006年 1月 (株)ダンロップファルケン北海道<現ダンロップタイヤ北海道(株)>
 代表取締役社長
 2015年 3月 当社執行役員
 Falken Tyre Europe GmbH Managing Director & CEO
 2021年 1月 当社常務執行役員 現在に至る
 2022年 1月 同人事総務本部長 現在に至る
 [担当] 社会貢献推進・サステナビリティ推進・広報担当、人事総務本部長



●取締役候補者とした理由

入社以来、タイヤ販売部門に従事し、海外子会社代表を務めるなど、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。当該知見をもとにした提言や意見表明が、当社の企業価値向上に資することを期待し、取締役としての選任をお願いするものであります。

7

おおかわ なおき
大川 直記
 (1961年7月9日生)

所有する当社株式数

新任

4,200株

●略歴、地位および担当

1987年 4月 住友電気工業(株)入社
 2012年 4月 同経理部ハーネス経理部長
 2019年 3月 当社入社
 同経理部長 現在に至る
 2020年 1月 同執行役員
 2021年 1月 同常務執行役員 現在に至る
 [担当] 経理部長



●取締役候補者とした理由

住友電気工業(株)入社後、要職を歴任し、当社経理部長を務めるなど、財務・資本戦略に関する幅広い見識を有しております。当該知見をもとにした提言や意見表明が、当社の企業価値向上に資することを期待し、取締役としての選任をお願いするものであります。

8

こう さか けい ぞう
高坂 敬三
 (1945年12月11日生)

社外

独立

再任

所有する当社株式数

0株

取締役在任年数

13年

取締役会の出席状況

14回/14回 (100%)

●略歴、地位および重要な兼職の状況

1970年 4月 弁護士登録
 色川法律事務所入所
 1995年 4月 大阪弁護士会副会長
 2001年 1月 色川法律事務所代表
 2006年 6月 東洋アルミニウム(株)社外監査役 現在に至る
 2009年 3月 当社社外取締役 現在に至る
 2012年 6月 積水化成成品工業(株)社外監査役 現在に至る
 2016年 6月 (株)テクノアソシエ社外監査役 現在に至る
 2020年 1月 弁護士法人色川法律事務所代表 現在に至る
 2020年 6月 セーレン(株)社外監査役 現在に至る

[重要な兼職の状況] 弁護士、弁護士法人色川法律事務所代表、
 東洋アルミニウム(株)社外監査役、積水化成成品工業(株)社外監査役、
 (株)テクノアソシエ社外監査役、セーレン(株)社外監査役



●社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

企業法務に精通した弁護士としての豊富な知見を活かし、客観的見地から有益な提言や意見表明を行っております。引き続き同氏の社外取締役としての提言や意見表明により、当社のコーポレートガバナンスの向上が期待できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

9

むら かみ けん じ
村上 健治
 (1947年8月17日生)

社外

独立

再任

所有する当社株式数 13,900株
 取締役在任年数 6年
 取締役会の出席状況 14回/14回 (100%)

● 略歴および地位

1970年 4月 大和ハウス工業(株)入社
 2000年 6月 同常務取締役
 2001年 6月 同専務取締役
 2004年 4月 同代表取締役社長
 2011年 4月 同代表取締役副会長
 2012年 4月 同取締役
 2016年 3月 当社社外取締役 現在に至る



● 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

大和ハウス工業(株)において代表取締役社長を経験し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。引き続き同氏の社外取締役としての提言や意見表明により、当社のコーポレートガバナンスの向上が期待できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

10

こ ばやし のぶ ゆき
小林 伸行
 (1961年5月31日生)

社外

独立

再任

所有する当社株式数 0株
 取締役在任年数 2年
 取締役会の出席状況 14回/14回 (100%)

● 略歴、地位および重要な兼職の状況

1985年 4月 住友電気工業(株)入社
 2016年 6月 同執行役員
 2019年 6月 同常務取締役 現在に至る
 2020年 3月 当社社外取締役 現在に至る
 [重要な兼職の状況] 住友電気工業(株)常務取締役



● 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

住友電気工業(株)において主に経理・財務部門に従事し、同社の常務取締役を務めるなど、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。引き続き同氏の社外取締役としての提言や意見表明により、当社のコーポレートガバナンスの向上が期待できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

11

その だ ま り
其田 真理

(1959年7月24日生)

社外

独立

再任

所有する当社株式数

0株

取締役在任年数

1年

取締役会の出席状況

11回/11回 (100%)

● 略歴および地位

- 1982年 4月 大蔵省<現財務省>入省
- 2010年 7月 財務省理財局国有財産業務課長
- 2012年 7月 国家公務員共済組合連合会総務部長
- 2014年 1月 特定個人情報保護委員会事務局事務局長
- 2016年 1月 個人情報保護委員会事務局事務局長
- 2021年 3月 当社社外取締役 現在に至る



● 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

大蔵省<現財務省>等において要職を歴任し、マイナンバーを含む個人情報保護制度の構築に関与してきた経験から、金融・財務や政策立案に関する専門知識と豊富な経験を有しております。引き続き同氏の社外取締役としての提言や意見表明により、当社のコーポレートガバナンスの向上が期待できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者の略歴中の()内の役職は、取締役の執行役員としての役職を表しております。
2. 取締役候補者 山本 悟氏は、監査および品質保証を直轄して担当しております。
3. 取締役候補者 西口 豪一氏および社外取締役候補者 其田 真理氏は、2021年3月26日開催の第129期定時株主総会において新たに取締役に選任され就任しました。同日以降の当期中における取締役会の開催回数は11回であります。
4. 社外取締役候補者 小林 伸行氏は、当社の発行済株式（自己株式を除く）の総数のうち28.85%を有する住友電気工業㈱の常務取締役であり、同社は当社との間でタイヤ原材料等の取引関係がありますが、その取引高は当社および同社それぞれの連結売上上の1.0%以下であります。
その他の取締役候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
5. 高坂 敬三氏、村上 健治氏、小林 伸行氏および其田 真理氏は、社外取締役候補者であります。また、4氏が取締役に選任された場合、4氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員となります。
6. 当社は、社外取締役候補者 高坂 敬三氏、同 村上 健治氏、同 小林 伸行氏および同 其田 真理氏との間で、会社法第423条第1項に定める取締役の責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約をそれぞれ締結しており、4氏が取締役に選任された場合、同契約をそれぞれ継続する予定であります。
7. 当社は、当社および子会社の取締役、監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金および訴訟費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、被保険者の職務の遂行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。取締役候補者11名は、当該契約の被保険者に含まれることとなります。また次回更新時には同内容で更新する予定であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役田中 宏明氏および同アスリ・チョルパン氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものではありません。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、候補者につきましては、取締役会の諮問機関である「指名・報酬委員会」の答申および監査役会の同意のうえ、取締役会で決定しております。

1	A s l i M . C o l p a n	社外	独立	再任
	アスリ・チョルパン	所有する当社株式数	0株	
	(1977年10月25日生)	監査役在任年数	4年	
		取締役会の出席状況	14回／14回 (100%)	
		監査役会の出席状況	12回／12回 (100%)	

●略歴、地位および重要な兼職の状況

- 2008年4月 コロンビア大学京都日本研究センター特定准教授
2012年10月 ハーバード大学ライシャワー研究所客員研究員
マサチューセッツ工科大学政治学研究所およびスローンビジネス
スクール客員准教授
2015年7月 (株)グルメ杵屋社外取締役
2016年4月 京都大学大学院経済学研究科准教授
2016年5月 京都大学経営管理大学院准教授
2016年9月 ハーバードビジネススクール客員教授
2018年3月 当社社外監査役 現在に至る
2018年4月 京都大学大学院経済学研究科教授 現在に至る
京都大学経営管理大学院教授 現在に至る
2019年3月 NISSHA(株)社外取締役 現在に至る
【重要な兼職の状況】 京都大学大学院経済学研究科教授、京都大学経営管理大学院
教授、NISSHA(株)社外取締役



●社外監査役候補者とした理由

経営戦略や企業統治を専門とする大学教授としての高度な学術知識と、(株)グルメ杵屋およびNISSHA(株)において社外取締役として企業経営に関与してきた経験から、企業経営に関する豊富な見識を有しています。引き続き同氏の社外監査役としての提言や意見表明が、当社の監査体制の強化に資することを期待し、選任をお願いするものであります。

● 略歴、地位および担当

- 1981年 4月 住友電気工業(株)入社
 - 2005年 1月 同経営企画部長
 - 2007年 6月 同自動車事業本部統合企画部長
 - 2010年 2月 当社入社
 - 2010年 3月 同執行役員
 - 2011年 3月 同取締役(常務執行役員) 現在に至る
- [担当]** 経理・海外事業管理統括、法務・ブランド管理担当



● 監査役候補者とした理由

住友電気工業(株)入社後、要職を歴任し、当社経理担当役員を務めるなど、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。当該知見をもとにした監査役としての提言や意見表明が、当社の監査体制の強化に資することを期待し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 監査役候補者 石田 宏樹氏の略歴中の () 内の役職は、執行役員としての役職を表しています。
2. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
3. アスリ・チョルパン氏は、社外監査役候補者であります。また、同氏が監査役に選任された場合、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員となります。
4. 当社は、社外監査役候補者 アスリ・チョルパン氏との間で、会社法第423条第1項に定める監査役の実行責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約（以下、本議案において「責任限定契約」といいます。）を締結しており、同氏が監査役に選任された場合、同契約を継続する予定であります。
5. 監査役候補者 石田 宏樹氏が監査役に選任された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、当社および子会社の取締役、監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金および訴訟費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、被保険者の職務の遂行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。監査役候補者2名は、当該契約の被保険者に含まれることとなります。また次回更新時には同内容で更新する予定であります。

株主総会後の取締役会のスキルマトリックス（予定）

氏名	地位	取締役・監査役のスキルマトリックス						
		企業経営・ 経営戦略	製造・技術	海外事業	営業・ マーケティング	法務・ ガバナンス	財務戦略・ 会計	DX・IT
池田 育嗣	取締役会長	●	●	●				
山本 悟	代表取締役社長 (社長)	●		●	●			
木滑 和生	代表取締役 (副社長)	●		●	●	●		
西口 豪一	取締役 (専務執行役員)	●		●	●			●
村岡 清繁	取締役 (常務執行役員)		●					●
西野 正真	取締役 (常務執行役員)	●		●	●	●		
大川 直記	取締役 (常務執行役員)			●			●	
高坂 敬三	社外取締役	●				●		
村上 健治	社外取締役	●		●	●			
小林 伸行	社外取締役			●			●	●
其田 真理	社外取締役					●	●	●
河野 隆志	常勤監査役			●			●	●
石田 宏樹	常勤監査役	●		●		●	●	
村田 守弘	社外監査役	●				●	●	
アリ・フォルマン	社外監査役	●		●		●		
安原 裕文	社外監査役	●		●			●	

【スキルマトリックスの項目採用理由】

スキル項目	採用理由
企業経営・ 経営戦略	「最高の安心とヨロコビ」を実現するためには、持続的な成長戦略の策定スキルおよび企業におけるマネジメント経験・経営実績を持つ取締役会メンバーが必要である。また、当社の経済的・社会的価値をさらなる高みへ導くためには新たな価値の創出が必要不可欠であり、それを実現するために事業変化をいち早く察知して、タイヤ事業・スポーツ事業・産業品事業にとどまらない新たな可能性を追求し、事業ポートフォリオ戦略策定に関するスキル・知見を持つ取締役会メンバーが必要であるため。
製造・技術	お客様に「最高の安心とヨロコビ」を届けるためには、当社が飽くなき技術革新によって培ってきた先進テクノロジーに関する知見が豊富であり、持続可能な社会を実現するための人や環境にやさしい製品づくりに関するスキル・知見を持つ取締役会メンバーが必要であるため。
海外事業	当社事業におけるグローバル体制の成果を最大化するためには、海外駐在員として海外子会社での代表者やそれに準じるポジション等の経験があり、海外での事業マネジメントに関するスキル・知見を持つ取締役会メンバーが必要であるため。
営業・ マーケティング	当社の先進テクノロジーによって生み出された高機能商品をグローバルに拡販し、急速に進む電気自動車（EV）化に対応して付加価値の高い商品を提供し続けていくことがお客様と社会からの期待を超える価値の創造につながり、そのためにはマーケットトレンド把握や営業戦略策定に関するスキル・知見を持つ取締役会メンバーが必要であるため。
法務・ ガバナンス	当社がグローバル展開を継続していくうえでの基盤は、適切なガバナンス体制の確立であり、グループ全体での経営監督の実効性向上のためにも、法務的知見およびコーポレートガバナンスやリスク管理分野でのスキル・知見を持つ取締役会メンバーが必要であるため。
財務戦略・会計	当社資本の効率的な運用による企業価値の最大化のためには、正確な財務報告、強固な財務基盤構築が実現でき、持続的な企業価値向上に向けた成長投資（M&Aを含む。）の推進と株主還元強化を実現する確かな財務・資本戦略策定に関するスキル・知見を持つ取締役会メンバーが必要であるため。
DX・IT	「未来をひらくイノベーション」を実現するためには、AIやIoTを積極活用したデータドリブン型の企業文化の確立が必要であり、様々なイノベーションの推進実績や、デジタル技術分野でのスキル・知見を持つ取締役会メンバーが必要であるため。

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役の報酬等の額は、2015年3月26日開催の第123期定時株主総会において、年額800百万円以内（うち社外取締役分年額70百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額40百万円以内といたします。

また、対象取締役は、取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる普通株式の総数は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる数として年20,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）または株式併合が行われた場合には、かかる分割比率または併合比率等に応じて調整されるものとします。）とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定するものとします。

当社における取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針の内容の概要は、事業報告3. 会社役員に関する事項（4）取締役および監査役の報酬等②に記載のとおりであり、本議案の承認可決を条件として、その内容を、本議案に記載のとおり変更することを2022年2月9日に決議しており、本議案および本制度の内容は相当なものであると判断しております。

なお、第3号議案「取締役11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は7名となります。

これによる当社の普通株式の発行または処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

(1)譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日から当社の取締役を退任する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2)譲渡制限の解除

当社は、対象取締役の退任が当社の取締役会が正当と認める理由による退任であることを条件として、本割当株式の全部（ただし、下記(3)②により本割当株式の全部または一部を当社が無償取得する場合にはその無償取得後の残部）について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(3)本割当株式の無償取得

- ①当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- ②また、本割当株式に係る報酬の対象である職務執行期間内に退任した場合にはその残存期間に応じた数の本割当株式を当社が無償取得するほか、非違行為があった場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式の全部または一部を無償で取得する。

(4)組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5)その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定であります。

以上

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期の世界経済は新型コロナウイルス感染症の影響により一部で依然として厳しい状況にありますが、全体としては回復が見られました。わが国経済も全体の持ち直しの動きがゆるやかに続いています。

当社グループを取り巻く情勢は、為替の円安により輸出環境が改善したことに加え、欧米をはじめ多くの市場で回復基調となるなど明るい兆しも見えたものの、海上輸送コストや原材料価格の高騰の影響を受けました。

このような情勢のもと、当社グループは、2025年を目標年度とした中期計画の実現に向けて経営基盤強化を目指す全社プロジェクトを強力に推進するとともに、世界の主要市場に構築した製販拠点を最大限活用し、顧客ニーズに対応した高機能商品を開発、増販するなど、グローバル体制による競争力の強化に取り組みました。

この結果、当社グループの業績は、売上収益は9,360億39百万円（前期比18.4%増）、事業利益（※）は519億75百万円（前期比19.8%増）と前期に比べて増収・増益となり、営業利益は491億69百万円（前期比27.0%増）、税金費用を計上した後の最終的な親会社の所有者に帰属する当期利益は294億70百万円（前期比30.4%増）と増益となりました。

※ 事業利益は、売上収益から売上原価、販売費及び一般管理費を控除して算出しており、日本基準の営業利益に概ね相当します。当社の業績を評価するうえで有用な情報であると考え、追加的に開示しております。

【事業セグメント別の状況】

〔タイヤ事業〕

タイヤ事業の売上収益は、7,950億45百万円（前期比16.9%増）、事業利益は413億98百万円（前期比1.1%増）となりました。

（国内市販用タイヤ）

夏タイヤでの高機能商品の販売増加に加え、季節に左右されず安全・安心をご提供できる商品としてご好評頂いているオールシーズンタイヤにおいて、乗用車用に加え、タクシーや商用車用の商品も発売いたしました。冬タイヤの販売は降雪の影響もあり堅調に推移しました。以上の結果、売上収益は前期を上回りました。

（国内新車用タイヤ）

低燃費タイヤを中心とする高機能商品の拡販に努め販売数量を伸ばしましたが、世界的な半導体不足の影響等により自動車メーカーが減産したことから、全体としては販売数量が減少し、売上収益は前期を下回りました。

（海外市販用タイヤ）

アジア大洋州地域では中国で新商品投入の効果により販売を伸ばしたほか、需要が回復しているインドネシアでも拡販を進めました。欧州アフリカ地域ではタイヤ需要が回復するなか、レース活動などプロモーションの効果もあり販売を伸ばしました。米州地域では北米でSUV用タイヤの「WILDPEAK」シリーズが昨年に続き好調に推移しましたが、輸送コンテナの逼迫による制約に加え、海上輸送コスト高騰の影響を大きく受けました。南米では地産地消の強みを活かし、旺盛な需要に対応して拡販を進めました。以上の結果、売上収益は前期を上回りました。

（海外新車用タイヤ）

半導体不足の影響による自動車メーカーの減産はありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で大きく落ち込んだ前期に比べ受注が回復したことにより、売上収益は前期を上回りました。

以上の結果、タイヤ事業の売上収益は前期を上回り、事業利益はほぼ横ばいとなりました。

[スポーツ事業]

スポーツ事業の売上収益は、1,014億29百万円（前期比44.4%増）、事業利益は86億04百万円（前期は7億41百万円の損失）となりました。

ゴルフ用品では、国内市場は、屋外でソーシャルディスタンスを確保してプレーできるスポーツとしてゴルフ人気が高まったことにより需要が引き続き好調で、松山英樹選手が海外メジャー大会「マスタース・トーナメント」で優勝した効果もあり、「スリクソン」のゴルフクラブ・ボールや「クリーブランド」のゴルフクラブの販売が好調に推移しました。また、2021年12月に発売したゴルフクラブ「ゼクシオ 12（トゥウェルブ）」も好調な滑り出しとなりました。海外では北米、韓国などを中心にゴルフクラブ・ボールともに販売を伸ばしました。以上の結果、売上収益は前期を上回りました。

テニス用品では、新型コロナウイルス感染症の影響で需要がやや減少するなかでも販売を伸ばせたことに加え、海外市場ではスペイン発祥のラケット競技「パデル」関連用品も好調に推移した結果、売上収益は前期を上回りました。

ウェルネス事業では、スポーツクラブ等の店舗で感染症予防対策を徹底し安全を最優先とした運営を行いつつ、全拠点で営業を強化した結果、売上収益は前期を上回りました。

以上の結果、スポーツ事業の売上収益は前期を大きく上回り、事業利益も増益となりました。

[産業品他事業]

産業品他事業の売上収益は、395億65百万円（前期比2.8%減）、事業利益は19億45百万円（前期比39.0%減）となりました。

主要OA機器メーカーのプリンター・コピー機の生産が回復基調となったことや海外を中心として医療用ゴム製品の販売が堅調に推移した一方、インフラ系商材における受注減や使い切り手袋の需要減等がありました。

以上の結果、産業品他事業の売上収益は前期を下回り、事業利益も減益となりました。

【事業セグメント別の連結売上収益】

部 門	売 上 収 益	構 成 比	前 期 比
タ イ ヤ 事 業	795,045百万円	85.0%	116.9%
ス ポ ー ツ 事 業	101,429百万円	10.8%	144.4%
産 業 品 他 事 業	39,565百万円	4.2%	97.2%
合 計	936,039百万円	100.0%	118.4%

(2) 設備投資の状況

当期に実施した設備投資は、総額495億48百万円となりました。主に、タイヤ事業における海外工場での増産投資の拡大や国内工場における高機能商品への生産シフトのための設備更新であります。

(3) 資金調達状況

当期における設備投資等の資金については、主として自己資金および借入金により充當いたしました。

(4) 対処すべき課題

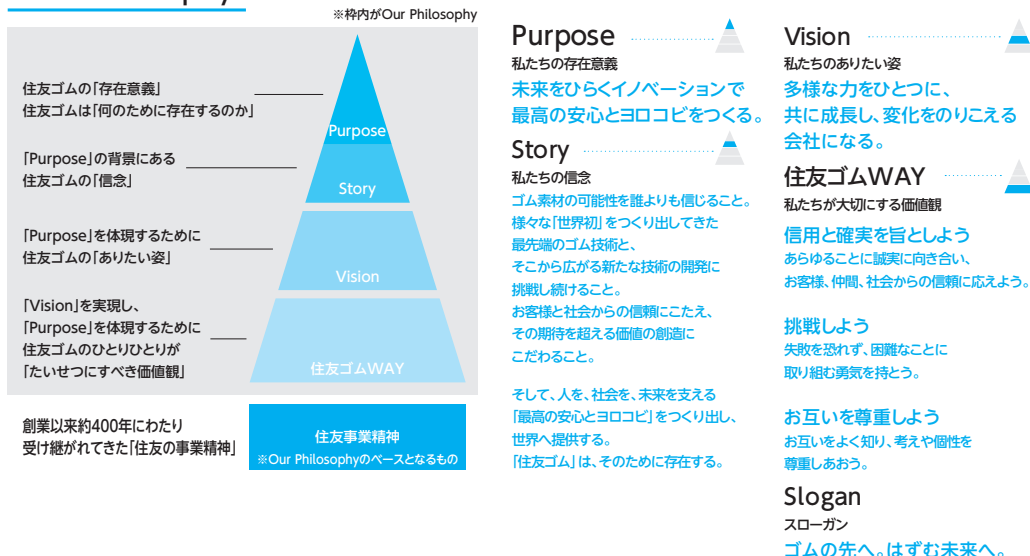
①不適切事案への対応

当社グループにおいて発生した品質管理に係る不適切事案については、それぞれについて外部専門家を含む特別調査委員会を立ち上げ、事案を公表したのち、2021年11月9日に調査結果を公表しました。当社グループとしては、既に取り組み済みの品質保証本部の新設や本事案を教材としたケーススタディ研修に加え、部門間・拠点間のコミュニケーション向上やグループガバナンスの強化につながる諸施策を今後も着実に進めてまいります。また、「Our Philosophy」に掲げる「信用と確実」の遵守を徹底し、企業風土改革や品質保証体制の強化、お客様の信頼回復につなげてまいります。

②住友ゴムグループの企業理念体系「Our Philosophy」

当社グループは、これまで受け継がれてきた「住友事業精神」を基盤に、2020年に以下のとおり「Our Philosophy」を制定しました。「Our Philosophy」をあらゆる意思決定の拠り所、行動の起点とすることで、経済的価値のみならず社会的価値の向上に取り組み、持続可能な社会の発展に貢献してまいります。

Our Philosophy



③経営環境と対処すべき主な課題

今後の経営環境につきましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症による影響が懸念されており、国内外において経済活動の回復に制約が見られる状況が続くと予想されます。

このような情勢のもと、当社グループは、これまで中期計画で掲げた課題を中心に市況や働き方の変化に合わせた個々のアクションプランを追加・修正しながら、着実に事業運営してまいりました。今後も、「高機能商品の開発・増販」「新たな価値の創出」「ESG経営の推進」をバリュードライバーの核として収益の質や成長の持続性を考慮しながら、企業の経済的価値・社会的価値向上を目指し、次のような課題に取り組んでまいります。

〔タイヤ事業〕

ブランド戦略

パイオニアブランドである「ダンロップ」では、環境や安全の最先端技術を搭載した商品ラインアップで国内やアジア市場を中心に展開しています。走りを楽しむ人に向けたグローバルブランドである「ファルケン」では、高い機能と品質の商品ラインアップで欧米、国内市場を中心に展開を強化しています。

高機能商品の開発・増販

国内では、ウェットグリップ性能の低下を半減させる「水素添加ポリマー」と、低炭素社会の実現にも貢献する高機能バイオマス素材「セルローズナノファイバー」を世界で初めて用いた低燃費タイヤ「エナセーブNEXTⅢ^{ネクストスリー}」や高い静粛性と操縦安定性で快適な車内空間を実現し、最高レベルのウェット性能が長続きする高機能タイヤ「VEURO V E 3 0 4^{ビューロ ヴィーサンマルヨン}」等を拡販してまいります。

欧州アフリカ地域では、「AZENIS F K 5 1 0^{アゼニス エフケーゴイチマル}」が、欧州最大の自動車連盟「ADAC（ドイツ自動車連盟）」の実施するタイヤテストにおいて総合1位を獲得するなど、欧州における「ファルケン」ブランドの価値は着実に向上しています。今後も欧州の自動車メーカーへの納入を着実に増やすことにより更なるプレゼンスの向上を図り、市販用タイヤの拡販にもつなげてまいります。

米州地域では、北米は「ファルケン」ブランドのSUV用タイヤ等の高機能タイヤを中心に販売が堅調に推移しており、米国工場および輸出基地である日本とタイの工場での増産投資を進めています。南米ではブラジル工場からの供給で地産地消化を進めており、高機能タイヤの供給能力を強化するための増産投資を決定するなど、安定した利益基盤構築に努めています。

生産面では、世界各地の工場の生産能力をフル活用して地産地消化を進めながら、世界最大規模のタイヤ工場であるタイ工場で、各地域の需給を補完する体制を継続していきます。これらにより、自動車メーカーとの強固な信頼関係をグローバルで構築し、新車への装着拡大と市販用タイヤ販売への波及効果でビジネスの基盤を強化してまいります。

また、世界の主要市場でEV車両が増えつつありますが、EV車両用タイヤはすでに自動車メーカーへの納入を始めております。今後も日米欧各地の自動車メーカーと連携し、EV車両の性能を最大限に引き出せるタイヤを当社独自の材料技術・設計技術により開発してまいります。

新たな価値の創出

現在、すでに事業化している空気圧低下警報装置の技術と、路面の情報を検知できるセンシングコア技術を融合し、タイヤから得られるさまざまな情報をクラウドシステムに乗せて活用する仕組みの構築を目指しています。今後も、安全がもっと長続きし、危険を回避できる未来のタイヤとサービスを創出し、CASEやMaaS（※）に対応したトータルソリューションを提供できるよう取り組んでまいります。

- ※ CASEとは、Connected（コネクティッド）、Autonomous/Automated（自動化）、Shared（シェアリング）、Electric（電動化）の頭文字をとった略称です。
- MaaSとは、Mobility as a Service（モビリティ・アズ・ア・サービス）の頭文字をとった略称です。

〔スポーツ事業〕

スポーツ事業を取り巻く環境は、健康で充実した生活を送るために、スポーツの魅力や果たす役割の重要性がコロナ禍により改めて認識されたこともあり、ゴルフ需要は拡大し、テニスおよびウェルネス事業でも持ち直しの傾向が見られました。今後もスポーツ関連用品やサービスを通じて、お客様に「ヨロコビ」を提供し続けてまいります。

ゴルフ用品では、主力の「ゼクシオ」ゴルフクラブに12代目となる新シリーズ「ゼクシオ 12 (トゥウェルブ)」を投入しました。今後も世界最大市場である北米においてマーケティング体制の強化を進めるとともに、日米2拠点での開発体制で市場ニーズに応じたダントツ商品を投入することで、一層の拡販と新たな価値創出につなげてまいります。

テニス用品では、「ダンロップ」テニスボール「Dunlop Australian Open」が2019年以降継続して、全豪オープン公式球として採用され、ATPツアーでも3年連続でボール使用率No.1となりました。こうして得た「ダンロップ」テニスボールへの高い評価を活かしながら、「ダンロップ」ブランドの価値向上と拡販につなげてまいります。

ウェルネス事業では、昨年4月にゴルフスクール・テニススクール・フィットネス関連3子会社を合併したことによるシナジー効果を定着させ、更に加速させることで新しい価値提供に取り組んでまいります。

〔産業品他事業〕

医療の発展に貢献する医療用ゴム製品事業、地震や台風などの自然災害対策に寄与する制振事業につきましては、引き続き注力分野と位置付け、グローバルでの拡販に努めてまいります。また、持続可能な社会に寄与する付加価値創出の取組みとして、スポーツ用人工芝事業でのマイクロプラスチックの流出抑制等も進めています。

今後もすべての商材において時代のニーズに適応する付加価値の高い商品を開発・提供することにより、更なる成長を目指してまいります。

ESG経営の推進

当社グループでは、2021年1月に新設した「サステナビリティ推進本部」を中心に、同年6月にTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に賛同、また同年8月にはサステナビリティ長期方針「はずむ未来チャレンジ2050」を発表するなど全社でESG活動を推進しています。

[Environment（環境）]

- ・技術開発コンセプト「SMART TYRE CONCEPT」の推進

100年に一度と言われるモータリゼーションの変革に対応するため、技術開発コンセプト「SMART TYRE CONCEPT」の全技術（安全性能を高めるセーフティテクノロジーと環境性能を高めるエナセーブテクノロジー）を2029年までに完成させ、2030年以降に発売する全新商品がいずれかの技術を搭載したタイヤとします。

- ・カーボンニュートラルに向けた取り組み

グループ全工場から排出されるCO2について、2030年には2017年比50%削減、2050年にはカーボンニュートラルの達成を目指しています。この実現のため、太陽光パネルの設置やグリーン電力の購入拡大などを軸に取り組みを進めてまいります。更にタイヤの製造工程では、次世代エネルギーとして注目されている水素を活用するべく、2021年8月から福島県の白河工場での実証実験をスタートさせました。太陽光発電と合わせて、同工場内の高性能タイヤ製造システム「NEO-T01」の全工程をクリーンエネルギー化することで、2023年には製造時における「CO2排出ゼロタイヤ」の完成を目指し、その後は国内外の工場へ水素利用を拡大することを検討してまいります。

- ・サステナブル原材料（バイオマスおよびリサイクル原材料）の活用

タイヤ・スポーツ・産業品の各事業で、サステナブル原材料比率の向上を進めてまいります。タイヤでは同比率を2030年に40%、2050年には100%に、スポーツのゴルフボールとテニスボールや産業品でも、2050年での100%サステナブル原材料化を目指してまいります。

- ・プラスチックの使用量削減に向けた取り組み

プラスチックの削減が大きな社会課題となっていますが、タイヤラベルや商品の包装材などにおける当社のプラスチック使用量について、2030年には2019年比で40%削減することを目指しています。その一環として2022年1月に開催されたテニスの「全豪オープン」の大会使用球納入に際しプラスチックの蓋を廃止し、削減に取り組みました。

[Social (社会)]

多様な属性や価値観を持つ一人ひとりが尊重され、働きがいを持つことができる風土作りのため、メンター制度による女性向けキャリア開発や全階層向けのアンコンシャスバイアス（無意識の偏見）研修の実施、多面評価による健全なリーダーシップ育成などの施策を継続的に進めてまいります。

また、当社は「世界人権宣言」や「経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針」、国際労働機関（ILO）の各種条約などといった人権についての国際規範を尊重しておりますが、今後事業活動における人権デューデリジェンスプロセスと人権マネジメント体制の構築にも取り組んでまいります。

健康経営の推進については、新型コロナウイルス感染症の収束に見通しが立たない環境下ではありますが、日本国内においての職域接種の積極的な実施や在宅勤務の推進、新型コロナウイルス感染症と関連する不就業に対する特別有給公休の支給など、従業員が安心して健康に働くことができる環境整備に取り組んでまいります。

[Governance (ガバナンス)]

当社のコーポレートガバナンス体制の概要は52頁に記載のとおりであります。「Our Philosophy」を全ての企業活動の基盤とし、業務の執行状況について取締役会や監査役会で適宜監督を行うことで、変化の大きい社会情勢やグローバルな事業拡大等に適切に対応できる体制としております。

昨年、従来から実施していた取締役会の実効性評価において新たに第三者機関による評価を導入した結果、社外役員への情報共有およびダイバーシティの確保が当社取締役会の強みであることが見えてきました。

今後は、これらの強みを活かすとともに、経営全般に係る重要事項についてより集中して議論を行えるよう付議事項を厳選し、重点的に議論していくべき議題については自由に意見交換する機会を設けるなど、取締役会の実効性を向上させ、更なる企業価値向上につなげてまいります。また、社外取締役が委員長を務め、委員の過半数を社外役員とする指名・報酬委員会では、中長期的な視点で当社に必要なスキルを落とし込んだスキルマトリックスを活用し、企業価値向上につながる体制について議論を行っています。今後も、取締役が中期計画達成に向けてグループ全体をさらに主導できる体制づくりを進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移 (IFRS)

区 分	第127期 (2018年12月期)	第128期 (2019年12月期)	第129期 (2020年12月期)	第130期 (2021年12月期)
売上収益 (百万円)	894,243	893,310	790,817	936,039
事業利益 (百万円)	60,681	54,391	43,388	51,975
営業利益 (百万円)	57,155	33,065	38,701	49,169
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (百万円)	36,246	12,072	22,596	29,470
基本的1株当たり当期利益	137円81銭	45円90銭	85円92銭	112円05銭
資産合計 (百万円)	1,002,383	1,035,484	974,805	1,086,169
資本合計 (百万円)	472,807	475,537	467,097	513,543

- (注) 1. 当社の連結業績は、第125期より従来の日本基準に替えて国際会計基準 (IFRS) を適用しております。
2. 事業利益は、売上収益から売上原価、販売費及び一般管理費を控除して算出しており、従来の日本基準の営業利益に概ね相当します。当社の業績を評価するうえで有用な情報であると考え、追加的に開示しております。
3. 基本的1株当たり当期利益は、期中平均発行済株式数 (自己株式を控除して算出) を基に算出しております。
4. 第129期より、会計方針を一部変更しております。第128期の事業利益につきましては、遡及適用した数値で表示しております。
5. 第127期は、売上収益は増収となりましたが、主力のタイヤ事業における販売構成の悪化や、固定費、経費の増加等により事業利益、営業利益は減益となりました。親会社の所有者に帰属する当期利益につきましては、販売環境の悪化等に伴う南アフリカの製造・販売子会社に係るのれんの減損損失の計上もあり、大幅な減益となりました。
6. 第128期は、主力のタイヤ事業において、国内外新車向けを中心に販売が増加したものの、暖冬の影響により国内市販市場での冬タイヤの販売が減少したことにより、売上収益は若干の減収となりました。事業利益は、為替の影響や固定費、経費の増加等により減益となりました。また、北米タイヤ事業や、南アフリカ工場、産業品他事業におけるスイス工場において、のれん・固定資産の減損損失を計上したことにより、営業利益、親会社の所有者に帰属する当期利益は大幅な減益となりました。
7. 第129期は、主力のタイヤ事業において、国内外ともに新型コロナウイルス感染症の影響を受け、多くの地域で自動車メーカーの大幅な減産が発生したことにより、売上収益、事業利益は減収減益となりました。営業利益や親会社の所有者に帰属する当期利益につきましては、のれん・固定資産の減損損失の計上が大きく減少したこと等により増益となりました。
8. 第130期 (当期) は、前記「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(6) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

部 門	主 要 な 営 業 品 目 等
タイヤ事業	タイヤ・チューブ (自動車用、建設車両用、産業車両用、レース・ラリー用、モーターサイクル用等)、オートモーティブ事業 (パンク応急修理剤、空気圧警報装置等)
スポーツ事業	スポーツ用品 (ゴルフクラブ、ゴルフボール、その他ゴルフ用品、テニス用品等)、ゴルフトーナメント運営、ゴルフスクール・テニススクール運営、フィットネス事業他
産業品他事業	高機能ゴム事業 (制振ダンパー、OA機器用精密ゴム、医療用ゴム等)、生活用品事業 (炊事・作業用手袋、車椅子用スロープ等)、インフラ事業 (防絨材、工場用・スポーツ施設用各種床材等)

(7) 主要な事業所および重要な子会社の状況 (2021年12月31日現在)

① 当社

会社名	区分	所在地
住友ゴム工業(株)	本社	兵庫県神戸市
	東京本社	東京都江東区
	工場	<名古屋工場>愛知県豊田市、<白河工場>福島県白河市、 <泉大津工場>大阪府泉大津市、<宮崎工場>宮崎県都城市、 <加古川工場>兵庫県加古川市、<市島工場>兵庫県丹波市

② 子会社

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容	所在地
PT Sumi Rubber Indonesia	100百万 米ドル	72.5%	各種タイヤ・ゴルフボール等の製造・販売	インドネシア
住友橡膠(中国)有限公司	3,394百万 人民币	100.0%	中国におけるタイヤ事業の統括	中国
住友橡膠(常熟)有限公司	2,503百万 人民币	※100.0%	各種タイヤの製造・販売	中国
住友橡膠(湖南)有限公司	1,781百万 人民币	※100.0%	各種タイヤの製造・販売	中国
Sumitomo Rubber (Thailand) Co., Ltd.	14,000百万 タイバート	100.0%	各種タイヤの製造・販売	タイ
Sumirubber Thai Eastern Corporation Co., Ltd.	200百万 タイバート	70.0%	天然ゴムの製造・販売	タイ
SUMITOMO RUBBER SINGAPORE PTE.LTD.	18百万 米ドル	100.0%	天然ゴムの調達	シンガポール
Sumitomo Rubber USA, LLC	89百万 米ドル	※100.0%	各種タイヤの製造・販売	米国
Sumitomo Rubber North America, Inc.	25百万 米ドル	※100.0%	各種タイヤの販売	米国
Sumitomo Rubber do Brasil Ltda.	1,599百万 ブラジル レアル	100.0%	各種タイヤの製造・販売	ブラジル
Sumitomo Rubber AKO Lastik Sanayi ve Ticaret A.Ş.	1,507百万 トルコリラ	80.0%	各種タイヤの製造・販売	トルコ
Sumitomo Rubber South Africa (Pty) Limited	717 南アフリカ ランド	100.0%	各種タイヤの製造・販売	南アフリカ

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容	所在地
(株)ダンロップゴルフクラブ	100百万円	100.0%	ゴルフクラブの製造	宮崎県都城市
Srixon Sports Manufacturing (Thailand) Co., Ltd.	400百万 タイバーツ	100.0%	硬式テニスボールの製造	タイ
Dunlop International (Philippines), Inc.	90百万 フィリピン ペソ	100.0%	硬式テニスボール・スカ ッシュボールの製造	フィリピン
Roger Cleveland Golf Company, Inc.	31百万 米ドル	100.0%	ゴルフクラブの製造、ゴ ルフ・テニス用品の販売	米国
Sumirubber Malaysia Sdn. Bhd.	28百万 マレーシア リンギット	100.0%	ゴム手袋の製造・販売、 タイヤパンク修理剤の製 造・販売	マレーシア
中山住膠精密橡膠有限公司	6百万 米ドル	100.0%	OA機器用精密ゴム部品 の製造・販売	中国
Sumirubber Vietnam, Ltd.	5百万 米ドル	100.0%	OA機器用精密ゴム部品 の製造・販売	ベトナム
L o n s t r o f f A G	12百万 スイスフラン	100.0%	医療用包装材・医療用ゴ ム部品・産業用ゴム部品 の製造・販売	スイス

(注) 1. ※印は間接所有比率であります。

2. Sumitomo Rubber AKO Lastik Sanayi ve Ticaret A.Ş.は、当期中に増資（資本金増加額450百万トルコリラ）を行いました。

(8) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

部門	従業員数	前期末比
タイヤ事業	33,135名	712名増
スポーツ事業	3,325名	172名増
産業品他事業	3,035名	169名減
全社（共通）	560名	42名増
合計	40,055名	757名増

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数（3,617名）は含んでおりません。

(9) 主要な借入先 (2021年12月31日現在)

借入先	借入額
(株)三井住友銀行	44,878百万円
(株)日本政策投資銀行	33,000百万円
信金中央金庫	24,500百万円
三井住友信託銀行(株)	22,047百万円
(株)三菱UFJ銀行	21,521百万円
(株)みずほ銀行	18,651百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2021年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 800,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 263,043,057株
- (3) 株主数 44,872名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
住友電気工業(株)	75,879千株	28.85%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	24,342千株	9.26%
全国共済農業協同組合連合会	7,331千株	2.79%
(株)日本カस्टディ銀行 (信託口)	6,731千株	2.56%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	6,089千株	2.32%
(株)三井住友銀行	5,215千株	1.98%
住友商事(株)	4,805千株	1.83%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	4,325千株	1.64%
S M B C 日興証券(株)	4,143千株	1.58%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	3,780千株	1.44%

(注) 持株比率は自己株式 (47,604株) を発行済株式の総数から控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2021年12月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取締役会長	池 田 育 嗣	
代表取締役社長 (社長)	山 本 悟	
代表取締役 (副社長)	木 滑 和 生	人事総務・ESG・アジア大洋州・スポーツ事業統括
取 締 役 (専務執行役員)	伊 井 康 高	米州統括、米州本部長 ・ Sumitomo Rubber USA, LLC President & CEO
取 締 役 (常務執行役員)	石 田 宏 樹	経理・海外事業管理統括、法務・ブランド管理担当
取 締 役 (常務執行役員)	黒 田 豊	技術・生産統括
取 締 役 (常務執行役員)	原 田 直 典	ハイブリッド事業・欧州アフリカ統括、 購買・スポーツハイブリッド生産推進担当
取 締 役 (常務執行役員)	西 口 豪 一	経営企画・タイヤ事業統括、ライセンスビジネス・デジタル企画・ モーターサイクルタイヤ担当、経営企画部長
社外取締役	高 坂 敬 三	弁護士、弁護士法人色川法律事務所代表、 東洋アルミニウム(株)社外監査役、積水化成成品工業(株)社外監査役、 (株)テクノアソシエ社外監査役、セーレン(株)社外監査役
社外取締役	村 上 健 治	
社外取締役	小 林 伸 行	住友電気工業(株)常務取締役
社外取締役	其 田 真 理	
常勤監査役	田 中 宏 明	
常勤監査役	河 野 隆 志	
社外監査役	村 田 守 弘	公認会計士、税理士、村田守弘会計事務所代表
社外監査役	アスリ・チョルパン	京都大学大学院経済学研究科教授、京都大学経営管理大学院教授、 NISSHA(株)社外取締役
社外監査役	安 原 裕 文	参天製薬(株)社外監査役、日立造船(株)社外監査役

- (注) 1. 地位中の () 内の役職は、取締役の執行役員としての役職を表しております。
2. 2021年3月26日開催の第129期定時株主総会において、西口 豪一氏が取締役役に、また其田 真理氏が社外取締役役に、それぞれ新たに選任され就任いたしました。
3. 代表取締役社長 山本 悟氏は、監査および品質保証を直轄して担当しております。
4. 当社は、社外取締役 高坂 敬三氏、同 村上 健治氏、同 小林 伸行氏および同 其田 真理氏ならびに社外監査役 村田 守弘氏、同 アスリ・チョルパン氏および同 安原 裕文氏を、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 常勤監査役 田中 宏明氏は、当社において相当の期間、管理部門の統括や子会社経営を担当し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。
6. 常勤監査役 河野 隆志氏は、当社において相当の期間、経理・監査を担当し、財務、会計および監査に関する相当程度の知見を有しております。
7. 社外監査役 村田 守弘氏は、公認会計士・税理士として企業会計に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 社外監査役 アスリ・チョルパン氏は、経営学に関する学識経験者として企業経営に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 社外監査役 安原 裕文氏は、パナソニック㈱・パナホーム㈱<現パナソニック ホームズ㈱>において相当の期間、財務・企業経営に関与し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。

当期中の退任取締役

氏名	退任時の地位	退任日<退任事由>
西 実	代表取締役（副社長）	2021年3月26日<任期満了>
谷川 光照	取締役（常務執行役員）	2021年3月26日<任期満了>

(注) 退任時の地位中の（ ）内の役職は、取締役の執行役員としての役職を表しております。

(2) 責任限定契約の概要

当社は、各社外取締役および各監査役との間で損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

- ・会社法第423条第1項に定める取締役および監査役の責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする。

(3) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、当社および子会社の取締役、監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金および訴訟費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、被保険者の職務の遂行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。また次回更新時には同内容で更新する予定であります。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		支給人員
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	500百万円 (36百万円)	407百万円 (36百万円)	94百万円 (-)	14名 (4名)
監査役 (うち社外監査役)	76百万円 (25百万円)	76百万円 (25百万円)	- (-)	5名 (3名)

(注) 上記支給人員には、2021年3月26日付で退任した取締役2名が含まれております。

② 報酬等の決定に関する方針等

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の役員の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

a. 取締役の報酬の構成

取締役の報酬は、固定報酬（基本報酬）、業績連動報酬（賞与）により構成しております。

b. 固定報酬の決定に関する方針

固定報酬は、月例の基本報酬とし、役位・職責・在任年数に応じて、他社水準、当社業績、従業員給与水準等を考慮し、総合的に勘案し決定した基本報酬テーブルに基づき決定しております。なお、支給総額については、株主総会において承認された報酬額の枠内で決定いたします。

c. 業績連動報酬の決定に関する方針および業績指標の内容

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、業績指標の達成度合いに応じた額を賞与として、毎年一定の時期に支給しております。業績連動報酬に係わる指標としては、事業利益や親会社の所有者に帰属する当期利益等の特に当社が企業戦略上重視する指標を選択することとし、その値は、中期計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて、指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

<当事業年度における業績連動報酬に係る指標、目標、実績等>

	売上収益 (百万円)	事業利益 (百万円)	事業利益率	営業利益 (百万円)	親会社の所有者に 帰属する当期利益 (百万円)	ROE	D/Eレシオ
目 標 (年 初)	870,000	46,000	5.3%	43,000	29,000	6.3%	0.6
目 標 (中 間)	930,000	55,000	5.9%	52,000	35,500	7.5%	0.6
実 績	936,039	51,975	5.6%	49,169	29,470	6.2%	0.6

(注) 年初および中間の目標数値は、それぞれ2021年2月9日および同年8月5日に公表したものであります。

各人への配分については、中長期的な観点も踏まえ、役位や職務内容、責任度合い、所管部門の主要目標の達成度、会社業績への貢献度等も考慮しております。また、社外取締役については、独立性を確保する観点から賞与は支払いません。

d. 固定報酬と業績連動報酬の割合の決定に関する方針

当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位が下位の役位より業績連動のウエイトが高まる構成とし、指名・報酬委員会において報酬割合の検討を行うこととしております。

なお、報酬の種類ごとの比率の目安は、業績指標を100%達成した場合、社外取締役を除く取締役は、固定報酬：業績連動報酬=7：3としております。

e. 報酬決定手続き

取締役の報酬は、独立社外役員が過半数を占める指名・報酬委員会で客観的かつ公平に検討し、取締役会への答申、決議を経て決定しております。取締役会の委任を受けた社長は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で役員の個人別の内容を決定することとしております。監査役の報酬については、株主総会において承認された報酬額の枠内で、監査役の協議により決定し、支給しております。

<取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項>

個人別の報酬額は、取締役会決議に基づき、当社全体の業績を俯瞰し各取締役の評価を行う代表取締役社長（山本 悟）がその具体的な内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は役員の固定報酬の額および担当業務を踏まえた業績連動報酬の評価配分としております。取締役会は、当該権限が社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、取締役会の委任を受けた社長は、当該答申の内容に従って決定しております。

個人別の固定報酬および業績連動報酬の額は、取締役の報酬の決定方針に基づき、指名・報酬委員会にて客観的な視点を踏まえた審議を経て決定しており、取締役会としては当該決定方針に沿うものであると判断いたしました。

<役員の報酬等に関する株主総会の決議について>

取締役および監査役の報酬等の限度額は、2015年3月26日開催の第123期定時株主総会において、取締役については年額800百万円以内（うち社外取締役分は年額70百万円以内）、監査役については年額100百万円以内と決議いただいております。なお、その時点での員数は取締役11名（うち社外取締役は2名）、監査役5名（うち社外監査役3名）でありました。

ご参考

第5号議案の承認可決を条件として、2022年2月9日開催の取締役会において決議いたしました取締役の役員報酬決定方針の概要は次の通りです。

- ・取締役の報酬は、固定報酬（基本報酬）・短期業績連動報酬（賞与）・中長期インセンティブ報酬（株式報酬）により構成しております。
- ・報酬の種類ごとの比率の目安は、業績指標を100%達成した場合、社外取締役を除く取締役は、固定報酬（基本報酬）：短期業績連動報酬（賞与）：中長期インセンティブ報酬（株式報酬）＝75%：20%：5%としております。

地位	固定報酬 (基本報酬)	短期業績連動報酬 (賞与)	中長期インセンティブ報酬 (株式報酬)
取締役 (社外取締役除く)	72～95%	0～20%	5～8%

(注) 実際に支給する業績連動報酬は、連結事業利益等により変動するため、支給割合は変動します。

(5) 執行役員の氏名等 (2022年1月1日現在)

取締役を兼務しない執行役員は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
常務執行役員	青 井 孝 典	アジア大洋州本部長
常務執行役員	村 岡 清 繁	知的財産・材料開発担当、研究開発本部長
常務執行役員	増 田 智 彦	欧州アフリカ本部長
常務執行役員	西 野 正 貢	社会貢献推進・サステナビリティ推進・広報担当、人事総務本部長
常務執行役員	大 川 直 記	経理部長
常務執行役員	増 田 栄 一	住友橡膠（中国）有限公司董事長兼総経理、住友橡膠（常熟）有限公司董事長兼総経理、住友橡膠（湖南）有限公司董事長
常務執行役員	川 松 英 明	スポーツ事業本部長
常務執行役員	渡 辺 泰 生	海外事業部長
常務執行役員	國 安 恭 彰	モータースポーツ・タイヤ海外技術サービス担当、タイヤ技術本部長
執行役員	小 松 俊 彦	Sumitomo Rubber AKO Lastik Sanayi ve Ticaret A.Ş. President & CEO
執行役員	齋 藤 健 司	Sumitomo Rubber (Thailand) Co.,Ltd. President、Sumirubber Thai Eastern Corporation Co.,Ltd. President
執行役員	大 西 章 夫	スポーツ事業本部副本部長兼スポーツ商品開発部長
執行役員	家根谷 尚 文	タイヤ海外営業本部長
執行役員	田 中 敦 彦	タイヤSCM本部長、SRIロジスティクス㈱代表取締役社長
執行役員	山 下 文 一	安全防災管理・環境管理担当、サステナビリティ推進本部長
執行役員	岩 田 拓 三	タイヤ生産本部長
執行役員	松 井 博 司	オートモーティブシステム事業部長
執行役員	河 瀬 二 朗	タイヤ国内リプレイス営業本部長
執行役員	濱 田 裕 史	産業タイヤ担当、タイヤ直需本部長
執行役員	水 野 洋 一	材料開発本部長兼材料開発第一部長
執行役員	井 川 潔	人事総務本部人事部長

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況等 (2021年12月31日現在)

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	高 坂 敬 三	弁護士、弁護士法人色川法律事務所代表、 東洋アルミニウム(株)社外監査役、積水化成工業(株)社外監査役、 (株)テクノアソシエ社外監査役、セーレン(株)社外監査役
取 締 役	小 林 伸 行	住友電気工業(株)常務取締役
監 査 役	村 田 守 弘	公認会計士、税理士、村田守弘会計事務所代表
監 査 役	アスリ・チョルパン	京都大学大学院経済学研究科教授、京都大学経営管理大学院教授、 NISSHA(株)社外取締役
監 査 役	安 原 裕 文	参天製薬(株)社外監査役、日立造船(株)社外監査役

- (注) 1. 住友電気工業(株)は、当社の発行済株式（自己株式を除く）の総数のうち28.85%を有する株主であります。また、同社は、当社との間でタイヤ原材料等の取引関係がありますが、その取引高は当社および同社それぞれの連結売上上の1.0%以下であります。
2. その他の重要な兼職先と当社との間に特別な利害関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

地 位	氏 名	活 動 状 況
取 締 役	高 坂 敬 三	<u>出席状況</u> 取締役会：14回／14回 取締役会では、主に弁護士としての豊富な法務的知見に基づいた、当社のコーポレートガバナンスの向上につながる提言や意見表明を行っております。また、指名・報酬委員会では、委員長として公正・透明な委員会運営を主導しております。
取 締 役	村 上 健 治	<u>出席状況</u> 取締役会：14回／14回 取締役会では、主に企業経営経験者としての経営戦略に関する豊富な知見に基づいた、当社のコーポレートガバナンスの向上につながる提言や意見表明を行っております。また、指名・報酬委員会では、経営者としての経験を踏まえて、具体的な提言や意見表明を行っております。
取 締 役	小 林 伸 行	<u>出席状況</u> 取締役会：14回／14回 取締役会では、主に財務戦略・会計に関する豊富な知見に基づいた、当社のコーポレートガバナンスの向上につながる提言や意見表明を行っております。また、指名・報酬委員会では、経営者としての経験を踏まえて、具体的な提言や意見表明を行っております。
取 締 役	其 田 真 理	<u>出席状況</u> 取締役会：11回／11回 取締役会では、主に国家公務員時に培われた金融・財務に関する豊富な知見に基づいた、当社のコーポレートガバナンスの向上につながる提言や意見表明を行っております。また、指名・報酬委員会では、国家公務員時の経験を踏まえて、具体的な提言や意見表明を行っております。

地 位	氏 名	活 動 状 況
監 査 役	村 田 守 弘	出席状況 取締役会：14回／14回 監査役会：12回／12回 取締役会および監査役会では、主に公認会計士・税理士としての豊富な知見に基づいた、当社のコーポレートガバナンスの向上につながる提言や意見表明を行っております。また、指名・報酬委員会では、社外取締役として企業経営に関与してきた経験を踏まえて、具体的な提言や意見表明を行っております。
監 査 役	アスリ・チョルパン	出席状況 取締役会：14回／14回 監査役会：12回／12回 取締役会および監査役会では、主に学識経験者としての豊富な知見に基づいた、当社のコーポレートガバナンスの向上につながる提言や意見表明を行っております。また、指名・報酬委員会では、社外取締役として企業経営に関与してきた経験を踏まえて、具体的な提言や意見表明を行っております。
監 査 役	安 原 裕 文	出席状況 取締役会：14回／14回 監査役会：12回／12回 取締役会および監査役会では、主に企業経営・財務戦略に関する豊富な知見に基づいた、当社のコーポレートガバナンスの向上につながる提言や意見表明を行っております。また、指名・報酬委員会では、経営者としての経験を踏まえて、具体的な提言や意見表明を行っております。

(注) 其田 真理氏は、2021年3月26日開催の第129期定時株主総会において新たに社外取締役に選任され就任いたしました。同日以降の当期中における取締役会の開催回数は11回であります。

③ 社外役員に対する報酬等

支 給 人 員	当社から受けている報酬等の額	子会社から受けている報酬等の額
7名	62百万円	—

(注) 当社には、親会社に該当する会社はありません。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

①当社が支払うべき報酬等の額 164百万円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 164百万円

- (注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告を基に、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、当社が支払うべき報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の主要な事業所および重要な子会社のうち、PT Sumi Rubber Indonesia、住友橡膠（中国）有限公司、住友橡膠（常熟）有限公司、住友橡膠（湖南）有限公司、Sumitomo Rubber (Thailand) Co., Ltd.、Sumirubber Thai Eastern Corporation Co., Ltd.、SUMITOMO RUBBER SINGAPORE PTE.LTD.、Sumitomo Rubber do Brasil Ltda.、Sumitomo Rubber AKO Lastik Sanayi ve Ticaret A.Ş.、Sumitomo Rubber South Africa (Pty) Limited、Srixon Sports Manufacturing (Thailand) Co., Ltd.、Dunlop International (Philippines), Inc.、Sumirubber Malaysia Sdn. Bhd.、中山住膠精密橡膠有限公司、Sumirubber Vietnam, Ltd.およびLonstroff AGは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の法定監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、合意された手続業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条の定めにより直ちに解任することが妥当と判断した場合、監査役全員の一致の決議によって会計監査人を解任します。また、監査役会は、会社法第344条に従い会計監査人の再任または不再任の判断を行い、継続して職務を適切に遂行することが困難であると判断される場合、株主総会に提出する議案の内容を決定します。

5. 業務の適正を確保するために必要な体制の整備についての決議の内容および当該体制の運用状況の概要

当社は、当社グループ（当社および会社法第2条第3号に定める子会社）の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関し、取締役会で決議しております。内容および当該体制の運用状況の概要は次のとおりです。

①取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社文書管理規定に従い、起案決裁書等、取締役の職務の執行に係る情報を記録し、適切に管理する。当社取締役および当社監査役は、これらの記録を随時閲覧できるものとする。

<運用状況の概要>

取締役会その他の重要な会議の議事録は開催ごとに作成され、それぞれ文書管理規定に従い適切に管理しており、当社取締役および当社監査役は、これらの記録を随時閲覧できる体制としております。

②損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの事業活動に重大な影響を及ぼす恐れのある品質、法律、環境、与信、事故、災害等の経営リスクについては、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規定に基づき、それぞれの担当部署および各子会社において事前にリスク分析、対応策を検討し、当社の経営会議等で

審議する。リスク分析・対応策の検討に当たっては、必要に応じて顧問弁護士等の専門家に助言・指導を求める。

当社グループ横断的なリスクについては、当社管理部門の各部が、それぞれの所管業務に応じ関連部署および各子会社と連携しながら、グループ全社としての対応を行う。リスク管理委員会は、当社グループ全体のリスク管理活動を統括し、リスク管理体制が有効に機能しているか適宜調査・確認する。

当社グループにおいて重大なリスクが顕在化し、または顕在化が予想される場合には、危機管理規定に基づき、当社社長が危機管理本部を設置する。

<運用状況の概要>

当社リスク管理規定に基づきリスク管理委員会を2回開催し、当社グループ横断的なリスクの管理活動を統括するとともに、当社グループ全体のリスク管理体制が有効に機能していることを確認しました。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に対し、社長を本部長とする危機管理本部において、グループ全体の事業の操業・業績への影響を最小限にとどめるべく対応にあたりました。具体的には、従業員・家族の安全確保を最優先としつつ、感染予防対策の実施や感染者発生時の対応等の整理、サプライチェーンを含む情報の把

握と対策の実施等につき、危機管理本部が中心となり、各事業部・機能部門と連携して進めました。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役や管理職等の職務執行が効率的かつ適正に行われるよう、当社では職制および業務分掌規定において担当部署、職務権限および各組織の所管業務を定め、各子会社にもこれに準拠した体制を構築させる。

また、当社では執行役員制を採用し、環境変化や顧客ニーズに応じた機動的な事業運営を行う体制とする。

なお、各部門・各子会社の業績や効率性については、中期経営計画等を策定するとともに、予算会議において目標を設定（目標は必要に応じて随時見直す）し、グループ業績会議において月次単位で達成状況を報告させ、把握・分析する。

当社グループの業務全般においてIT・デジタル技術の活用を推進し、職務執行の効率化を図る。

<運用状況の概要>

定時取締役会を12回、臨時取締役会を2回開催し、中期経営計画や業績、決議事項の進捗状況を確認するなど、効率的に職務を執行できる体制としております。

また、執行役員制を採用し、取締役会から広範な権限委譲を受けた経営会議を27回開催することで機動的に事業運営を行いました。

なお、経営上重要な情報の正確かつ迅速な収集・伝達のためのITシステムの整備等により、意思決定の迅速化を図り、コロナ禍でも効率的に職務を執行しております。

④取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

住友ゴムグループの企業理念体系「Our Philosophy」を意思決定の拠り所、行動の起点とし、企業行動基準や各種コンプライアンス・マニュアルの当社グループ全体への浸透に努めるほか、経営トップの指針を明示して、法令遵守、企業倫理の維持が経営の根幹をなすものであることを当社グループ全体に徹底する。

当社社長を委員長とする企業倫理委員会において、当社グループ横断的なコンプライアンス・リスクの把握、分析および評価、研修の企画・実施、違反事例に係わる原因の究明や再発防止策の立案およびそれらの当社グループ内への周知徹底を行う。

企業倫理ヘルプラインを設置し、企業倫理上疑義のある行為等について、当社グループの従業員等が直接通報・相談できる体制とする。企業倫理ヘルプラインに寄せられた情報については、企業倫理委員会において、状況把握を行い、必要な対策をとるものとする。住友ゴムグループの企業行動基準に、反社会的勢力との関係を一切遮断することを規定し、反社会的勢力から

の一切の要求を拒絶する体制とする。

<運用状況の概要>

取締役会での監督に加え、監査役会を12回開催し、取締役の業務執行が法令および定款に適合していることを確認しました。また、当社グループのコンプライアンス事案を審議する企業倫理委員会を4回開催し、企業倫理ヘルプライン通報案件への真摯な対応を含め、当社グループ横断的なコンプライアンス・リスクへの対策等を行いました。

なお、当社および当社海外子会社における不適切事案については、内部統制システムに従い速やかに緊急対策委員会を立ち上げて対応に当たり、その進捗について取締役会で適宜監督のうえ、2021年11月に特別調査委員会の調査結果を公表しました。再発防止に向けた特別調査委員会の提言を踏まえ、品質保証本部の設置や企業風土改革に向けた諸施策についてはすでに取り組みを開始していますが、進捗状況については今後も定期的に取り締役ににてフォローしていきます。

⑤子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の所管部署は子会社各社の業績等の目標およびその達成状況について各子会社の取締役等から定期的に報告を受けるとともに、関係会社管理規定に基づき、当社の経営会議、取締役会に付議すべき事項やリスク管理、コンプライアンス等に関する一定の事項に

ついて適宜報告を受け、または必要により当社と協議する体制をとるものとする。

<運用状況の概要>

当社子会社にて発生した不適切事案については、子会社から報告を受けた品質保証部門を始めとする当社所管部署にて適切に対応を進め、当社における緊急対策委員会の設置や経営会議・取締役会での情報共有を行い、適切に監督を行いました。今後も、本社と子会社間の報告ルートについて適宜見直しを図り、本社と子会社が一体となって諸問題に対処できる体制を整備することで、グループ全体を通じた適正な職務執行を実施してまいります。

⑥財務報告の適正性を確保するための体制

金融商品取引法および金融庁が定める評価・監査の基準ならびに実施基準に沿った内部統制システムの整備を進め、当社グループの財務報告の適正性を確保するための体制の一層の強化を図る。

<運用状況の概要>

会計監査人による監査等も活用しながら、法令等に沿った内部統制システムの更なる整備を進め、当社グループの財務報告の適正性を確保するための体制の強化を随時図っております。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社監査役の業務を補助すべき専任者として監査役付を配置し、もっぱら当社監査役の指揮命令に従うものとする。

また、監査役付の人事異動、人事評価に際しては、あらかじめ監査役会に意見を求めるものとする。

<運用状況の概要>

当社では、監査役の業務を補助すべき専任者として、地位の独立性に配慮した監査役付検査役を配置しております。

⑧取締役および使用人が当社監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社常勤監査役は当社の経営会議その他の重要な会議に出席し、当社グループの状況を適切に把握することとする。リスク管理上重要な事項等については、当社グループの取締役または部門長等から適宜当社監査役に報告する体制とする。

企業倫理ヘルプラインに通報された事項(軽微なものを除く。)は、当社監査役会に報告する。当社グループ各社を適用対象とする企業倫理取り組み体制に関する規定において、企業倫理ヘルプラインへの通報者に関する事項の守秘、通報者への不利益な取り扱いの禁止をする等、当社監査役へ報告したことを理由とした不利益な取り扱いを

禁止する体制とする。

<運用状況の概要>

当社常勤監査役は、経営会議や企業倫理委員会、リスク管理委員会およびサステナビリティ推進委員会等の重要な社内会議に出席し、実効的な監査に必要な情報の報告を随時受けております。監査役会においてこれらの情報を社外監査役と共有することで、客観かつ公平な視点も備えた実効性のある監査を実施しました。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査役が当社グループの取締役または部門長等からヒアリング等を行う機会を適宜確保する。

当社監査役の職務執行について生ずる合理的な範囲の費用については、臨時での出費を含め、当社に精算を請求できる体制とする。

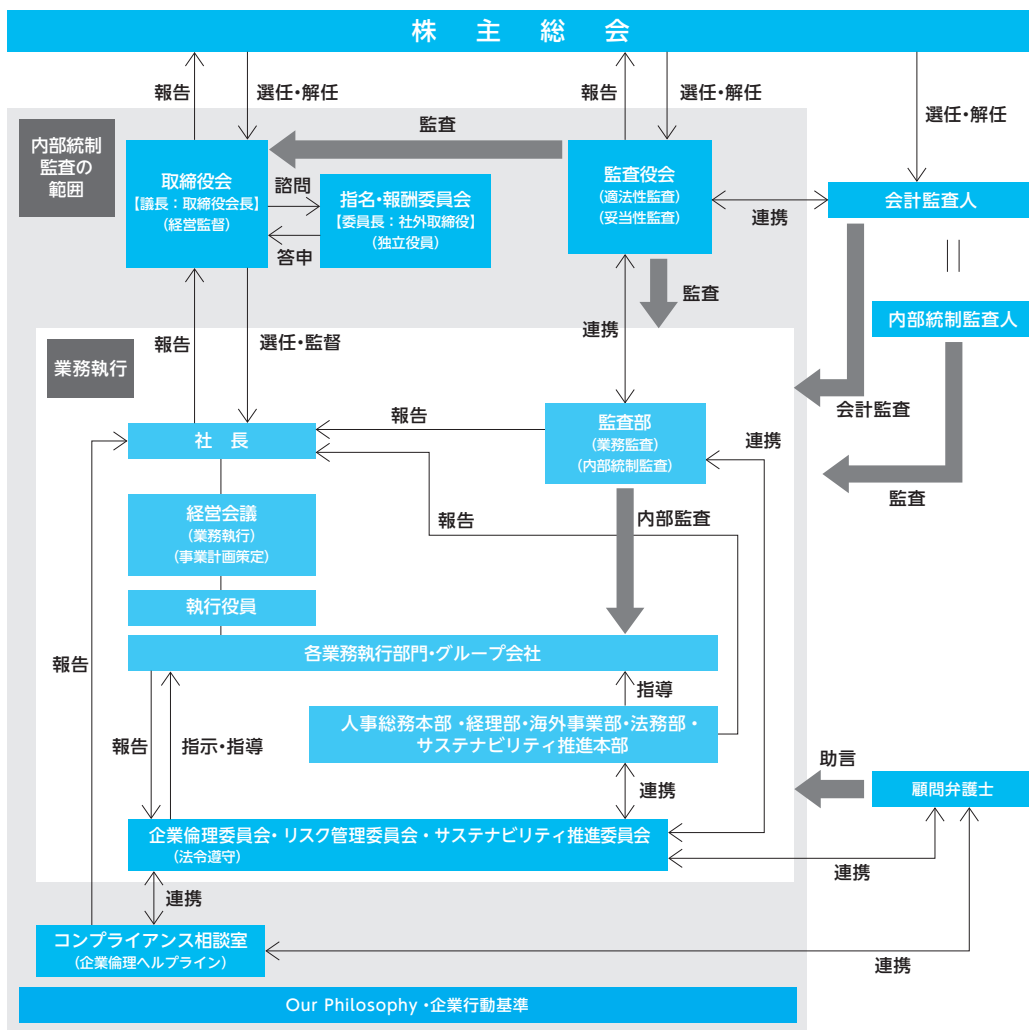
<運用状況の概要>

当社監査役会では、当社グループの取締役または部門長等から担当業務の内容や中期経営計画に対する進捗等を計11回、定期的に聴取しました。

また監査役による現地実査の結果を監査役全員で共有することで、実効的な監査を実施しました。

また、監査役の職務の執行上必要と見込まれる費用については、監査計画を踏まえ、あらかじめ予算を計上するとともに、臨時に拠出した費用についても当社が負担しています。

コーポレートガバナンス体制



(注) 事業報告に記載しております数字は、表示単位未満を四捨五入して記載しております。

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結財政状態計算書

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産)		(負 債)	
流 動 資 産	533,081	流 動 負 債	296,585
現金及び現金同等物	75,093	社債及び借入金	68,143
営業債権及びその他の債権	197,320	営業債務及びその他の債務	160,902
その他の金融資産	2,096	その他の金融負債	12,100
棚卸資産	218,019	未払法人所得税	6,301
その他の流動資産	40,553	引当金	1,604
		その他の流動負債	47,535
非 流 動 資 産	553,088	非 流 動 負 債	276,041
有形固定資産	389,795	社債及び借入金	170,502
のれん	26,287	その他の金融負債	46,919
無形資産	42,794	退職給付に係る負債	23,417
持分法で会計処理されている投資	4,430	引当金	1,818
その他の金融資産	36,889	繰延税金負債	12,093
退職給付に係る資産	41,458	その他の非流動負債	21,292
繰延税金資産	10,641	負 債 合 計	572,626
その他の非流動資産	794	(資 本)	
		親会社の所有者に帰属する持分	501,540
		資 本 金	42,658
		資 本 剰 余 金	39,715
		利 益 剰 余 金	481,455
		自 己 株 式	△85
		その他の資本の構成要素	△62,203
		非 支 配 持 分	12,003
資 産 合 計	1,086,169	資 本 合 計	513,543
		負 債 及 び 資 本 合 計	1,086,169

連結損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)
(単位:百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	936,039
売 上 原 価	△676,341
売 上 総 利 益	259,698
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△207,723
事 業 利 益	51,975
そ の 他 の 収 益	2,668
そ の 他 の 費 用	△5,474
営 業 利 益	49,169
金 融 収 益	1,797
金 融 費 用	△6,289
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	88
税 引 前 利 益	44,765
法 人 所 得 税 費 用	△14,779
当 期 利 益	29,986
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	29,470
非 支 配 持 分	516
当 期 利 益	29,986

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	316,741	流動負債	275,502
現金及び預金	1,862	支払手形	1,473
受取手形	7,089	買掛金	69,332
売掛金	191,227	短期借入金	68,376
商品及び製品	31,124	1年内返済予定の長期借入金	13,800
仕掛品	3,169	リース債務	528
原材料及び貯蔵品	22,551	未払金	38,963
未収入金	22,652	未払費用	5,450
短期貸付金	33,179	未払法人税等	22
その他の金	3,928	預り金	71,966
貸倒引当金	△40	賞与引当金	2,166
固定資産	510,840	役員賞与引当金	95
有形固定資産	111,762	売上値引引当金	139
建物	28,642	製品自主回収関連損失引当金	1,182
構築物	2,990	その他の	2,010
機械及び装置	38,593	固定負債	176,961
車両運搬具	563	社債	20,000
工具、器具及び備品	12,219	長期借入金	146,248
土地	19,938	リース債務	1,013
リース資産	1,413	退職給付引当金	5,987
建設仮勘定	7,404	資産除去債務	470
無形固定資産	22,703	製品自主回収関連損失引当金	344
商標権	12,499	その他の	2,899
ソフトウェア	9,869	負債合計	452,463
リース資産	120	(純資産の部)	
その他の	215	株主資本	364,178
投資その他の資産	376,375	資本	42,658
投資有価証券	22,109	資本剰余金	38,702
関係会社株式	313,282	資本準備金	38,702
長期貸付金	14,717	利益剰余金	282,902
長期前払費用	777	利益準備金	4,536
差入保証金	2,819	その他利益剰余金	278,366
前払年金費用	20,692	固定資産圧縮積立金	2,397
繰延税金資産	2,188	特別償却準備金	0
その他の	1	別途積立金	74,842
貸倒引当金	△210	繰越利益剰余金	201,127
資産合計	827,581	自己株式	△84
		評価・換算差額等	10,940
		その他有価証券評価差額金	10,940
		純資産合計	375,118
		負債純資産合計	827,581

損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)
(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		526,047
売 上 原 価		△426,445
売 上 総 利 益		99,602
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		△105,299
営 業 損 失 (△)		△5,697
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	37,677	
為 替 差 益	3,789	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 益	476	
そ の 他	1,043	42,985
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	△1,517	
手 形 売 却 損	△139	
そ の 他	△762	△2,418
経 常 利 益		34,870
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	11	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3	14
特 別 損 失		
製 品 自 主 回 収 関 連 損 失	△878	
固 定 資 産 除 却 損	△820	
災 害 に よ る 損 失	△365	
固 定 資 産 売 却 損	△11	△2,074
税 引 前 当 期 純 利 益		32,810
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△2,073	
法 人 税 等 調 整 額	437	△1,636
当 期 純 利 益		31,174

独立監査人の監査報告書

2022年3月3日

住友ゴム工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	井	理	晃
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河	野	匡	伸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北	口	信	吾

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友ゴム工業株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、住友ゴム工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年3月3日

住友ゴム工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 松 井 理 晃

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 河 野 匡 伸

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 北 口 信 吾

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友ゴム工業株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第130期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第130期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等との意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- なお、事業報告に記載のとおり、当社グループにおいて品質管理に係る不適切事案が判明いたしました。本件につきましては、監査役会として、当社グループを挙げて再発防止に取り組んでいることを確認しており、今後も引き続き、再発防止策が着実に実行されるよう注視してまいります。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年3月4日

住友ゴム工業株式会社 監査役会

常勤監査役 田中 宏明 ㊟

常勤監査役 河野 隆志 ㊟

監査役 村田 守弘 ㊟

監査役 アスリ・チョルパン ㊟

監査役 安原 裕文 ㊟

(注) 監査役 村田 守弘、同 アスリ・チョルパンおよび同 安原 裕文は、社外監査役であります。

以上

会場ご案内図

会場

神戸市中央区脇浜町三丁目6番9号

住友ゴム工業株式会社 本社13階ホール

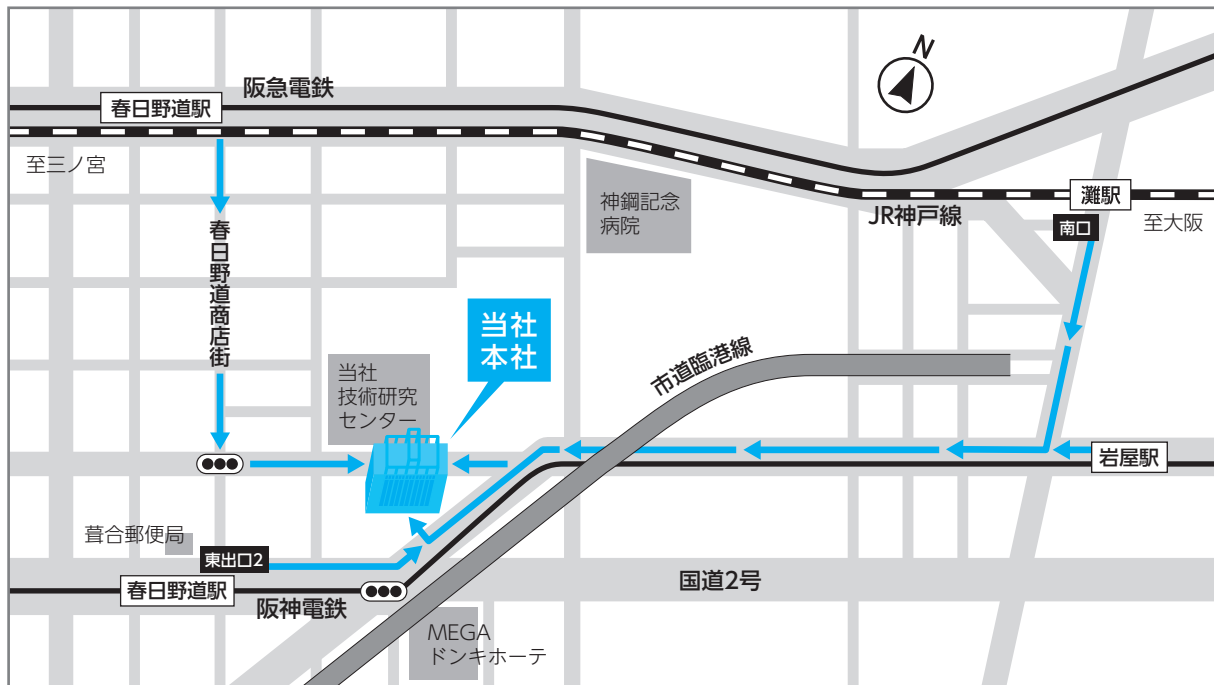
交通

阪神電鉄「春日野道駅」下車 東出口2から東へ 徒歩 5分

「岩屋駅」下車 出口から西へ 徒歩 10分

阪急電鉄「春日野道駅」下車 出口から南へ 徒歩 10分

J R「灘駅」下車 南口から南西へ 徒歩 15分



お願い

会場には駐車場の用意がございませんので、
車での来場はお控えください。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

VEGETABLE
OIL INK